

こどもの参加・意見表明、周知啓発について

1. 参加・意見表明について

①子どもの権利条約

子どもの権利条約(1989年に国連総会で採択、日本は1994年に批准)では、「第2条 差別の禁止」、「第3条 子どもの最善の利益」、「第6条 生命、生存及び発達に対する権利」、そして、こどもの参加・意見表明に関する「第12条 意見を表明し参加できること」の4つを原則としている。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(参考)公益財団法人日本ユニセフ協会、「子どもの権利条約の考え方」 <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

②こども基本法

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、こどもの意見表明・参加に関して以下のとおり規定されている。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③事例（詳細は資料5-2「他市事例」を参照）

- ・ 条例制定自治体において、こどもの参加・意見表明について明記されており、また、一部自治体では、その参加の具体的な手法まで条文に明記されている。
- ・ 具体的な参加の手法としては「こども会議」が多く行われている。

④本市の既存の参加の仕組み

・ 小学生サミット

毎年市内の市立小学校16校の代表児童が集まり、各学校の取組や特色を発表するもの。

・ 中学生生徒会サミット

毎年市内の市立中学校8校と府立中学校1校の全9校の生徒会が集まり、今年度取り組んでいる活動内容の報告と生徒同士の交流を深めるために実施するもの。

- ・ 若者会議

若者会議は、若者の声を汲み上げ、若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者が本市に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、その結果を市長に報告するもの。報告された施策や取組は、その実現に向け、市で積極的な検討を行う。

⑤議題

- ・ 効果的な意見表明・参加の手法
- ・ 意見表明・参加の手法を条文にどこまで明記するか

2. 周知啓発について

先進事例では、権利条例の条文に「周知啓発」に関して明記しています。

条例の制定後に、その認知度を高めていく活動も重要であることから、効果的な手法を検討する必要があります。

①事例（詳細は資料5－2「他市事例」を参照）

- ・ 多くの条例制定自治体において、こどもの権利について広く市民に知ってもらえるように、条例に「こどもの権利の日」を定め、普及啓発の取り組みを実施している。
- ・ 多くの条例制定自治体において、リーフレットやパンフレットなどを対象別に作成するなど、条例内容の理解促進を含めた周知啓発を行っている。

②本市の既存の手法

- ・ 市広報誌に、こどもの権利ニュースを毎月掲載(約 1/2 ページ)
- ・ 市ウェブサイトで条例の制定に向けた一連の取り組みを発信
- ・ 各種イベントとの連携(R6 年度実績:デコトン2024、初富 Festa、公民館まつり)

③議題

- ・ 効果的な周知啓発の手法
- ・ 周知啓発の手法を条文にどこまで明記するか